

令和 8年 4月23日

福岡県警察契約担当者 殿

福岡県警察本部総務部会計課  
(出納係)

### 「福岡県警察統合サーバ賃貸借」に係るお知らせ

仕様書に記載されていない事項について、質疑がありましたので、お知らせします。

番 号	質問事項(回答事項)
1	<p>Q 別添2【作業責任者は、原則として毎月10日までに前月の業務に係る進捗報告書を作成し、監督員の承認を受けること】について、月次定例会と同時実施でも問題ありませんか。</p> <p>A 毎月10日までに行うのであれば問題ありません。</p>
2	<p>Q 別添3第3条4項【情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、発注者の承認を得るものとする。】について、ご指定の様式等がありますでしょうか。ご指定がない場合は、受注者にて定義します。</p> <p>A 受注者による定義で問題ありません。</p>
3	<p>Q 別添3第14条1項【情報セキュリティ監査対応計画書】について、ご指定の様式等がありますでしょうか。ご指定がない場合は、受注者にて定義します。</p> <p>A 項目については別添3第14条1項に記載のとおりですが、様式は受注者による定義で問題ありません。</p>
4	<p>Q 別添4第1条3項ウ【新統合サーバで稼働させる予定のシステムに対する調査を行う際は、発注者に調査内容を記載した書面を提出し、承認を得た上で～】について、ご指定の様式等がありますでしょうか。ご指定がない場合は、受注者にて定義します。</p> <p>A 受注者による定義で問題ありません。</p>

担当者 芋生 092-641-4141(内線2244)

令和 8年 4月23日

福岡県警察契約担当者 殿

福岡県警察本部総務部会計課  
(出納係)

### 「福岡県警察統合サーバ賃貸借」に係るお知らせ

仕様書に記載されていない事項について、質疑がありましたので、お知らせします。

番 号	質問事項(回答事項)
5	<p>Q 別添4第3条2項ウ【現行統合サーバラック内に既設のスプライスボックスに係る新統合サーバラックへの移設については受注者が行うこと。その際、現行の統合サーバ構築業者と協力して作業を行うこと。】について、スプライスボックスは発注者所有の機器になりますでしょうか。現行統合サーバ構築業者所有の機器になりますでしょうか。</p> <p>A 発注者所有の機器になります。</p>
6	<p>Q 別添4第6条:V2V移行について、Vmwareの最新版がサポートしていないOS (Fedoraの古いバージョン等)についても、構築移行ではなくV2V移行を行う想定で問題ないでしょうか。</p> <p>A 仕様書に記載のとおり。 原則、V2V移行を想定していますが、移行困難な場合は構築移行を実施していただきます。</p>
7	<p>Q 別添4第6条:V2V移行について、移行時の業務停止時間短縮化を図るため、現行のサーバ・ストレージ類をネットワークで接続し、お客様のNW帯域を仕様したレプリケート等を行う手法を用いても問題ないでしょうか。</p> <p>A 問題ありませんが、「別添4_機器仕様・サーバ構築(移行)使用、保守」の3(2)アに記載する管理系ネットワーク又はバックアップ系ネットワークを使用して下さい。</p>

担当者 芋生 092-641-4141(内線2244)

令和 8年 4月23日

福岡県警察契約担当者 殿

福岡県警察本部総務部会計課  
(出納係)

### 「福岡県警察統合サーバ賃貸借」に係るお知らせ

仕様書に記載されていない事項について、質疑がありましたので、お知らせします。

番 号	質問事項(回答事項)
8	<p>Q 別添4第6条4項エ【本番移行は、業務システム毎にスケジュールを調整し、現行統合サーバの契約期間内の約一か月間にて業務システム毎に別日程の移行が実施できるよう計画すること。】について、受注者負担で現行統合サーバの賃貸借期間を延長し、移行日程を調整いただくことは可能でしょうか。年末年始等の業務繁忙時期を避ける配慮が必要と考えております。</p> <p>A 受注者負担による現行統合サーバの賃貸借期間の延長は出来ません。</p>
9	<p>Q 別添4第14条2項【サービスバック、パッチ等の適用】について、頻度は年1～2回程度を想定し、問題ないでしょうか。</p> <p>A 重要度の高いサービスバック、パッチ等については個別に適用可否を検討する必要があることから、都度、適用の時期について確認して下さい。</p>
10	<p>Q 仕様書指定の納期に対応可能と確認済みではありますが、世界情勢等のリース会社の責に帰さない理由で遅延が発生する場合は、罰則無しに納期について協議頂けますか。</p> <p>A 賃貸借期間の始期を変更することがやむを得ないと社会通念上考えられる場合については協議させていただきます。 質問されているような特段の事情であれば罰則等はありません。</p>
11	<p>Q 満了時のデータ消去について、消去方法や消去作業証明書の書式に指定はございますか。また、データ消去作業場所および機器回収先は、県警本部1ヶ所でのよろしいでしょうか。</p> <p>A データ消去方法については、ファイル復元ソフトを用いても復元不能な論理的消去又は物理破壊になります。 論理的消去を採用する場合には、データ消去に使用したソフトウェア及び復元不能な消去を証明する内容を「完全にデータが消去されたことを証明する書類」に含めて提出して下さい。 様式については受注者による定義で問題ありません。 データ消去作業場所および機器回収先は、そのとおりです。</p>

担当者 芋生 092-641-4141(内線2244)